

建設工事等に係る情報の公表事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、毎年度の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を公表することにより、建設工事及び工事に伴う委託業務（以下「工事等」という。）の円滑な執行を図ることを目的とする。

(毎年度の発注見通しの公表)

第2条 契約担当課長は、毎年度、4月1日以後遅滞なく、当該年度における予定価格が130万円を超えると見込まれる建設工事及び予定価格が50万円を超えると見込まれる工事に伴う委託業務に係る次に掲げるものの発注見通しに関する事項を公表するものとする。

- (1) 工事等の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期
- (4) 工事等規模

2 契約担当課長は、毎月1日を目途として、前項の規定により公表した発注見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

(入札及び契約の過程に関する事項の公表)

第3条 契約担当課長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 一般競争入札参加に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (2) 指名競争入札参加に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 契約担当課長は、予定価格、最低制限価格又は調査基準価格（以下「予定価格等」という。）の事前公表を行う場合、公告又は指名通知をした日から当該入札を執行するまでの間、予定価格等を公表するものとする。

3 契約担当課長は、入札事務の整理後速やかに、次に掲げる事項を公表するものとする。この場合、入札執行前に入札辞退者名についても公表するものとする。

- (1) 入札執行日
- (2) 工事等の名称
- (3) 予定価格等
- (4) 指名業者名又は応札業者名並びに入札金額及び入札回数
- (5) 指名業者を選定した理由及び随意契約における相手方を選定した理由
- (6) 落札（決定）業者名及び落札（決定）金額（契約金額）
- (7) 最低制限価格未満の入札者名
- (8) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加させなかった業者名及びその者を参加させなかった理由

4 入札不調の場合は、入札執行調書に「不調」と表示するものとする。

(契約の内容に関する事項の公表)

第4条 契約担当課長は、契約締結したとき、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 次に掲げる契約の内容
 - イ 契約業者名及び住所

- ロ 工事等の名称、場所、種別及び概要
- ハ 工事等着手の時期及び工事等完成の時期
- ニ 設計金額
- ホ 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

(2) 契約金額

- 2 契約担当課長は、前項の工事等について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第1号ロ及びハ並びに同項第2号に掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 公表する場所は、契約担当課とし、公表の方法は閲覧によるものとする。ただし、次に掲げる事項についてはインターネットを利用して公表することができる。

(1) 毎年度の発注見通し

(2) 130万円を超える建設工事及び50万円を超える工事に伴う委託業務で次に掲げる契約内容

- イ 入札執行日
- ロ 工事等担当課名
- ハ 入札及び契約の方法
- ニ 工事等の名称及び場所
- ホ 落札業者名及び落札金額（契約金額）
- ヘ 予定価格等

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 建設工事に係る入札結果等の公表事務取扱要領（昭和57年6月1日決裁）は廃止する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年11月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。